

## 倉敷市中心市街地活性化まちづくり事業補助金交付要領

### (趣旨)

第1条 市民のまちづくりへの主体的な参加を促すとともに、中心市街地の活性化を図ることを目的としたまちづくり活動に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。その交付に関しては、倉敷市補助金等交付規則（昭和43年倉敷市規則第30号）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中心市街地 倉敷市中心市街地活性化基本計画（以下「基本計画」という。）に定める区域をいう。
- (2) 中心市街地活性化まちづくり事業 基本計画に記載されている事業又は中心市街地の活性化に寄与すると認められる事業であって、にぎわい創出や回遊促進を主たる目的とし、かつ行政課題の検証に資するものをいう。

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、中心市街地活性化まちづくり事業を行う団体（地方公共団体その他これに類するものを除く。）とする。

### (補助対象事業)

第4条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、中心市街地活性化まちづくり事業（営利を主たる目的とする事業を除く。）とする。ただし、本市又は他の団体から別の補助金の交付を受けて実施する事業については対象としない。

2 補助対象者の生業と認められる事業については対象としない。

### (補助対象経費)

第5条 補助金の交付対象となる経費は、市長が必要と認める経費とする。

ただし、次に掲げる経費は、補助の対象としない。

- (1) 補助対象者の事務所を維持するための経費
- (2) 中心市街地活性化まちづくり事業を実施しない場合でも必要となる経常的な経費
- (3) 食糧費
- (4) 備品購入費

- (5) 補助対象者の構成員に対する人件費、謝礼
- (6) シンポジウム等の開催を伴わない先進地視察旅費
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が不相当と認める経費  
(補助率及び補助額)

第6条 補助率は3分の2以内とする。ただし、学生等によるトライアル事業及びチャレンジショップなど、中心市街地の活性化への多大な寄与が期待でき、事業実施において特段の支援を要すると認められる場合には、この限りではない。

- 2 補助金の額は、前条に定める補助対象経費に、前項に定める補助率を乗じて得た額とし、100万円を限度とする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、所定の補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 所定の事業計画書
- (2) 所定の収支予算書
- (3) 定款又は規約（定めている団体に限る。）
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

- 2 補助金交付申請書は、補助事業の開始の日の30日前までに提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(補助金の交付の決定)

第8条 市長は、前条の補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、所定の通知書により通知するものとする。

(事業計画の変更等)

第9条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が、当該事業の内容、経費その他申請に係る事項の変更をしようとするときは所定の変更承認申請書を、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、所定の取り下げ承認申請書を市長に提出し、承認を受けなければならない。

(状況報告)

第10条 補助事業者は、補助事業の遂行及び収支の状況について、市長の要求があったとき

は速やかに状況報告書を提出しなければならない。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、所定の補助事業実績報告書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 所定の事業報告書
- (2) 所定の収支決算書
- (3) 領収書等支出を証明する書類の写し
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第12条 市長は、前条の実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、所定の補助金交付額確定通知書により、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の支払い)

第13条 市長は、前条の規定による補助金の額の確定後、所定の請求書を徴し、補助金を支払うものとする。ただし、補助金の交付の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、所定の概算払(前払)請求書を徴し、補助金の概算払い又は前払いをすることができる。

(交付の決定の取り消し)

第14条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金があるときは、期限を定めて速やかにその全額又は一部の返還を命ずるものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、この要領の規定に違反したとき。

(その他)

第15条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成23年7月1日から施行する。

(適用)

2 この要領は、基本計画の計画期間中に実施される事業について適用する。

附 則

この要領は、平成25年5月7日から施行し、改正後の倉敷市中心市街地活性化まちづくり事業補助金交付要領の規定は、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和4年11月14日から施行する。